

## 資料紹介

# インドの社会事業とその教育

新井文子

インドを構成する自然的人文的諸条件は実に複雑多岐であり、且つ、そのコントラストに於ても極めて顯著なものがある。

北にパミール高原からヒマラヤに続く世界最大最高の山脈をめぐらし、そのふもとに起伏のない広漠とした油穂平野を開闢させ、更にその南は大きな三角形のデカン高原となつてインド洋に突出してゐるこの国土（準大陸とも呼ばれる）は、その大きさにおいて、殆ど全西ヨーロッペに匹敵し、人口は世界総人口の約六分の一を占めている。気候は季節風によつて統一されており、且つ、その自然環境の地域的差異は著しい。

人文的条件の差異も同様で、巨大な富豪と貧困な大衆、少数の知識階級と全人口の八八%にも及ぶ文盲の民衆、少数の近代的都市と大部分の昔ながらの農村等。更に、アーリヤからドライダに至るまでのちぎりきな民族、言語、複雑な宗教の差異、二千数百ものぼるカーストの存在等、列挙しただけでもインド社会の包蔵する問題の複雑性をうかがい知ることが出来る。

本稿では、そのようなインドに於ける社会事業の問題と欲求を、主にインド社会事業會議から出された「インドにおける社会事業」

を中心にして紹介してみたいと思う。

そして世界史の中に新しい意味をもつて登場して來たアジアの中の一国としてのインドの社会事業理解への一助としたい。

(1) インドの自然と自然環境はインド社会にとつて基礎的な重要性をもつてゐるといわれる

世界地理大系5「南アジア、アフリカ」一六一頁～一七四頁  
世界文化地理大系10「インド・パキスタン」五頁～二四頁

(2) (5) 同書、九頁

(3) 世界文化地理大系10「前掲書」六頁

(4) インド憲法オ三篇 基本人権 参照

しかし、カーストの確立はヒンズウ教の所産であり、ヒンズウ教がなお、インドの「精神的風土」であるとすれば、バラモンを中心としてカーストが、社会生活の中に依然として残されることがあることも事実のようである。

(6) Indian Conference of Social Work, "Social Work in India and a Directory of National Social Welfare Agencies" 1952 Bombay.

## 保健衛生

一九五一年のセンサスによれば、人口は三億六千百八十二万人を数え、一九四一年から一九五一年の十年間に二三・四%の増加を示しているが、これに対しても食糧生産高の増加はたつた三・四%にすぎなかつた。年々増大する人口のこの傾向は、死亡率の減少傾向と相まって、インドにおける保健衛生方面に栄養失調という形で現われている。即ち、不充分且つ不適当な食物摂取は、壞血病・くる病・夜盲症および骨質軟化症の蔓延を来たし、且つ、あらゆる疾病への抵抗力を弱らせ、マラリヤ、チフス、結核、天然痘およびコレラ等の伝染病の猖獗を助長している状態である。

インドの人口の約八五%は農村居住者であるが、衛生状態は一般にこのましくなく、村にはもつとも初步的な衛生設備さえも不足している。都市においても充分な下水や水道工事設備にかけ、スマムはインドの大きな町には皆発生している現状である。又、大都市の工業労働者の生活状態は不良で、ポンベイのような都市においては、換気が悪くまたなく且つ湿った10フィート四方の一部屋に十人の家族が住んでいるのが普通のようである。

このような衛生および生活状態を、インド社会事業会議は「産業革命後、西欧諸国が直面した諸問題に、インドは厳峻な形で直面している」と述べてゐるのであるが、インドにおける保健衛生の状態を乳幼児の死亡率の面からみてみると次のようである。即ち、乳幼児死亡数は千人につき一二七人（一九五〇年）で、日本の六十一人（同年）にくらべて約二倍の率である。毎年生れる千二百五万の乳児の中、生後一カ年間にその二五%が死亡し、千人の子供の出産に対し母親は、約二五人の割で死亡している状態である。インド

における平均寿命は二七年であるにすぎない。<sup>(8)</sup> 又、収容を必要とするライ患者の概算は二五万人とされているが、ベッド数は一万五千にすぎず、結核患者は毎分一人の割で死んでしている実情である。これに対して政府は目下長期計画で、国民二千人に医師一人、五百人に看護婦一人、四千人に助産婦一人にまで引き上げようとしているようであるが、現在、インドは国民六千三百人に医師一人、四万三千人に看護婦一人、六万人に助産婦一人の現状である。<sup>(9)</sup>

**貧困** 他のアジア諸国と同様に、インドにおいても土地配分の不均等が社会上経済上の基本問題となつてゐる。土地のない農民は一九四四年には、I·L·Oによつて六千八百万<sup>(10)</sup>と概算されているが、これに対して政府は土地配分の立法措置を講じつある。しかししながら、「巨視的に見れば土地再配分の進行速度は著しく緩慢で、村落の有識地主層は文官の農民を縦結して、土地法をふみにじり、とくに南インドでは農民の三五%が土地をもたず、彼等の大部 分が不可触賤民であるといわれている」というのが実状のようである。

一方インドにおける失業者数は年々増加の傾向にあり、失業問題は大きな問題となつて來つてゐる。しかも、失業者の数が農業から工業への人口移動を示すのであつたならばまだよいのであるが、現実は農村における潜在失業者の都市への移動を示すものではなく、逆に都市労働者の仕事につけないものの増加を示すもののようにあり、ここにインドにおける失業問題の困難性が露呈されている。

更に現実における工場労働者および農民の生活は辛うじて生存基準をみたしてゐるにすぎない状態のようである。インドにおける多

くの工業労働者はきわめて低い賃金水準で雇われており、生活がどん底にあるのであるから、これにどんな高い能率水準を期待しても不可能であり、低賃金労働は高価に支払われた労働であるという逆説がインドほど真実性のあるところはどこにもないとラクノウ大学のR・ムケルジー教授が述べているほどである。

又、インドにおける乞食の問題は大きな社会問題の一つである。ドクターK・H・カマは乞食を十二の型に分類してのべているが、乞食をする為に娘られ不具にされる児童の、福祉問題とともに、インドにおける乞食は結核、痲痺、性病およびその他の伝染病を伝わさせるものとして公衆衛生上憂慮すべき問題であると言えよう。

**無知** 無知  
一九四一年のセンサスは人口の殆ど八八%が文盲であることを示している。一九五〇年における教育率は男子一五%，女子三%であるにすぎない。この教育率の低さは主に国全体の経済的貧困によるのであるが、女子の場合には更に社会的認識の低さと、印度における早婚の問題とがある。政府はこの状態に対処する為、「児童婚姻防止法」（一六歳以下の児童は結婚することが出来ないとする法律）等を施行することによつて極力防ぐことにつとめる現状である。

一方インド政府は、現在インド社会の中核をなす文盲度の高い人に対する成人教育に非常な努力をはらつてゐる。これによつて單に読み書きを教えるだけでなく、衛生、公民意識或いはその生活程度を高めるための具体的な知識などを教えようといふわけなのである。

しかし長い植民政策により、インドの工業は発達がおくれ、農業生産力は低く、營養失調が慢慢性化している現実に対し、インド政

府の努力がますますインドの経済的発展にそそがれるのは当然であつて、教育行政の面では思つにまかせないというのが実状のようである。なお十年間をこえる大学教育をうけるための費用は二七億ルピー（一ルピーは七五四六十銭）とみつもられてゐる。

**無特權集團** インド独特のカースト（Caste）という社会制度はヒンズウの社会構造の根本的基本をなして来たものであるが、それは大別して次の四つにわけられる。即ち、①祭祀を司るバラモン（バラーフマナ Brahmana）②戦士階層（王もこの中に入る）たるクシャトリヤ（Kshatrya）③商人階のヴァイシヤ（Vaisha）および④普通、奴隸といわれるスードラ（Sudra）である。このカーストの社会的機能は、はつきりとした職業の区分とその世襲、結婚範囲の限定、異なるカースト間の食事の制限等に示されているが、印度においてはこのカーストの枠の中にも入ることの出来ない階層、即ち、アウト・カーストに属する階層が存在していた。彼等は汚い仕事を从事し、身も心も極めて劣等のものと考えられ、その体にふれることは勿論、話を交すことさえ不淨とされ、徹底的に嫌悪されて來たのである。ガンジーの偉大なる功績の一つは、この動物以下にとりあつかわれて來た人々をハリジヤン（Harjjan）—神の子の意味と呼んで人間の列にまで引きもどすことに努力したことであると言われてゐる。

現在インドには四千五百万のハリジヤン又は不可触賤民（Untouchables）と呼ばれるものと、それに加うるに一千五百万の種族が存在している。これら無特權集團は、インド憲法によれば、すべて法のもとに平等になつたのであるが、しかし一度うちたてられた社会生活を改めることは容易ではなく、これは社会事業家や行政官

の注意を特別に必要とする問題であるようである。

その他の インドに存する共同家族制度 (Joint-family) いわゆる  
家族のいくつか集合した形) は一種の社会的經濟的保障をその家族  
員に与える役割をはたして來ていた。即ち、その家族の老人、不具  
者、および無能力者達はすべてその家族内のいく人かの稼ぎ手によ  
つて社会的保障をされて來たのである。しかし、近代經濟と機械工  
業の導入がその結果としてこの大家族制の瓦解をもたらした。一九  
五一年の人口調査によると、この共同家族制度は数の上でわずかな  
がら減少していく傾向を示しているようであるが、この制度の瓦解  
は、とくに都市の地域において、老人、孤児および精神的身体的に  
障害あるもの等の保護に關して新たな問題を提起しているようであ  
る。

又現在インンドの歩んでいる工業化への道は、工業都市への労働者の季節的移動、大都市における男女の割合の不均衡、増加しつつある貧困と失業、更生施設の不足、および古い価値体系と生活様式の動搖をもたらしているようであり、婦人と児童に関する人身売買も取り上げられなければならない問題の一いつとなつて來ているようである。

更に、国の分割の結果として一九四七年、パキスタンからインドに移つて来た約千二百万人の避難民の受け入れとその保障も大きな問題の一つとなつてゐる。

以上のべて來たようないいものである。次にインドにおける社会的欲求をまとめて列挙してみよう。

- (1) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」 七頁  
 (2) 世界地理大系 7 「世界統計」 151 頁  
 (3) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」 七頁  
 (4) " " " " 九頁  
 (5) " " " " 八頁  
 (6) 勞働省婦人少年局 「世界の婦人たむNo. 6—印度—」 一五頁  
 (7) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」 八頁  
 (8) " " " " 八頁  
 (9) " " " " 一二頁  
 (10) アジア問題調査会 「アジア問題」 一九五三年十月廿五二頁  
 (11) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」 七頁  
 (12) アジア協会 「アジア問題」 一九五五年九月号 一一三頁  
 (13) アジア協会 「前掲書」 四八頁～四九頁参照  
 (14) アジア協会 「前掲書」 四七頁  
 (15) 「週刊朝日」 昭和三十年九月十一日号及び十月二日号 「印度  
     および印度人」 参照

- (16) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」九頁  
 (17) " " " "  
 (18) 世界地理大系7「前掲書」一五五頁  
 (19) 労働省婦人少年局「前掲書」七頁～八頁  
 (20) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」十頁  
 (21) " " " "  
 (22) インド憲法オ三編・オ四編参照  
 (23) 世界文化地理大系10「前掲書」九六頁  
 (24) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」十一頁  
 (25) " " " "  
 III 頁

- イントに於ける社会事業と國家 インド憲法<sup>(一)</sup>はその「第四篇国家政策の指導的原理」の中に社会福祉に関する國家責任に關して、「第三十七条 本篇に含まれる規定は裁判所により強制することはできないが、そこに示される原則は國の統治の基礎をなすものであつて、法律を制定するにあたりこれら原則を適用することは國家の任務である」とまずその原則をかかげ、第三十八条から第四十七条にわたつて次のように規定している。
- 第三十八条 國家は社会秩序をできるだけ有効に確保し、国民生活のすべての施設に社会的経済的政治的正義を鼓吹し国民の福祉を増進するに努めねばならない。
- (a) 男女公民が平等に適正な生活手段に対する権利をもつこと。  
 (b) 男女公民が平等に適正な生活手段に対する権利をもつこと。
- 第三十九条 國家は特に次の事項を確保する政策を指示しなければならない。
- 第四十条 國家は、大憲法施行後十年内に十四歳までの全児童

(a) 社会の物質的資源の所有及び管理が公共の福祉に最も適するよう配分されること。  
 (b) 男女の均等な労働に對しては均等の給与を支払うこと。  
 (c) 経済制度の運営が公共に有害な富及び生産手段の集中を來さないようすること。

(d) 男女労働者及び弱年児童の健康と体力が濫用されず、公民が經濟的に迫られその年齢、体力に相応しない職につくことのないようにすること。

(e) 児童及び青年を搾取及び精神的物質的自棄から保護すること。

十二頁～十

II

イントに於ける社会事業と國家 インド憲法<sup>(一)</sup>はその「第四篇国家政策の指導的原理」の中に社会福祉に関する國家責任に關して、「第三十七条 本篇に含まれる規定は裁判所により強制することはできないが、そこに示される原則は國の統治の基礎をなすものであつて、法律を制定するにあたりこれら原則を適用することは國家の任務である」とまずその原則をかかげ、第三十八条から第四十七条にわたつて次のように規定している。

第三十八条 國家は社会秩序をできるだけ有効に確保し、国民生活のすべての施設に社会的経済的政治的正義を鼓吹し国民の福祉を増進するに努めねばならない。

第四十二条 國家は正当且つ人道的労働条件及び母性教養について、労働、教育の権利及び失業、老年、疾病、不具その他不當な欠點にあるものの公共扶助に対する権利を確保するに有効な規定を設けなければならない。

第四十三条 國家は、適當な立法、経済組織その他の方法により、農工業その他すべての労働者に対し、ほどよい生活水準、閑暇及び社会的文化的機会の完全享受をなすに足る労働、労働条件、生活賃銀を保障するに努め、特に國家は農村における個人若しくは協同組合による家内工業の振興に努めなければならぬ。

第四十四条 國家はインド領内を通じ公民に單一の民法を確保するに努めねばならない。

第四十五条 國家は、大憲法施行後十年内に十四歳までの全児童

に対し無料義務教育を与えることに努めなければならない。

第四十六条 国家は国民の弱小層、特に姓階及び指定種族の教育的經濟的利益を特別の配慮を以て促進し、社会的不正及び一切の形式の搾取よりこれを保護しなければならない。

第四十七条 国家は国民の栄養水準の向上及び公共保健の改善を至上義務の一つとしなければならない。特に国家は、医療上の目的を除き保健に有害な酒類麻薬の消費を禁止するに努めなければならぬ。

インド中央政府は保健、労働、教育および避難民の問題等に関する法律を以上のような根本方針のもとに制定しているのである。しかし、インドにおける社会福祉立法と社会福祉に対する政府責任について論ずる時には注意しなければならないことがある。それは中央政府から出される法律の中には施行日時が明記されていないものや、その法の勧告に必ずしも従わなくてよいものもあるというふうである。即ち、各州の実情とにらみあわせてそれを実行に移すといふ自由裁量の余地が存在するということは注意を要する点であると思う。

又、インド中央政府には、社会福祉に関する専任の大臣および省は存在しない。文部、保健、労働、農業等の各省がいくつかの重大な社会事業をそれぞれとりあつかつておらず、パキスタンの分離のために生じた緊急事態に対しては避難民の教育のために特別な省が出来ている。又、國務大臣に従属するものとしては種族の福祉に関する委員会があり、更に經濟的社会的福祉に関する資源およびその計画の全般的な評価に関する計画委員会が政府の中に出来ておる。次にこれを各州政府についてみてみよう。各州政府は、農村の

再建、協同、種族福祉および児童福祉に特別な考慮をはらつてゐるようであるが、文部、更生、(rehabilitation)、保健、労働、家庭、農業、ハリジョンおよびおくれた階層の福祉等の各部門にそれぞれ社会事業をゆだねてゐる。州によつて適用されている法律はこゝとなつてゐるのであるから、各州によつて行われる政策は州によつてまちまちであり、その基準と内容には大きな変化がみられる。しかし、種々な社会福祉分野における各州の関心、および社会活動に関する欲求は次のようであるといえよう。

(1) 目的の指示 (2) 漸進的社會立法への対応 (3) モデル計画の提示

(4) 資源の集収と分配 (5) 指導者の養成と訓練 (6) 調査の後援

(7) 全州的規模における社会事業調整のための適当な機関の創設

インドにおける民間社会事業 ソーシャル・ワーカー、ソーシャル・サーヴィスという言葉はインドにおいては非常に広い範囲の活動をさしていう場合が多い。どんなに小さくても又未組織的であつても、愛他的であるかあるいは他人を又は動物をさえも助けるのを目的としているものであればそれは社会事業と呼ばれるのである。だから、インドにおける民間社会事業といつても巾が広く、一個人によつて資産を与えられた小さなもののから、全国にわたる公的組織をもつた社会事業にいたるまで実にさまざまである。そしてそれらは環境と資源の許すかぎり、インドにおける広範で且つ深刻な社会的欲求の殆どすべてを処理しようとしているのである。

① 宗教団体による福祉事業 インドにおける宗教団体の中、保健および福祉の事業を行なつておるのはバーチー、ヒンズウ、回教、キリスト教、ユダヤ教等であるが、これらの宗教団体はそれぞれ学校、孤児院(Orphanage)、レクリエーション・センターおよび病院

等を經營している。そしてこれらの施設の中には専門のワーカーをやとい、非常に高度の設備をもつてゐるところもある。

(2) 外国宣教師團による事業 インドにおける外国宣教師達は多くの社会福祉施設、病院および教育施設に手を出しそれを発達させたが、それらの施設はインドにおいては最上の部類に属するものである。

(3) ガンジイ派の社会事業 ガンジイの有名な十四<sup>(\*\*)</sup>の点に関する建設プランの強調するところは、地域社会集団の自給自足を発達させることにあつた。そして各々はそれぞれの集団の中に福祉事業をもち、その地域社会のメンバーはみんな参加することが出来るのである。ガンジイ派の社会事業團体は、地方福祉、婦人と児童の福祉、社会教育および無特權集団の福祉の分野においてガンジイの主張した線にそつて事業を行なつてゐる。

(4) 國際的な社会事業組織 國際的な組織としては赤十字、救世軍、Y.M.C.A.、Y.W.C.A.、ボーリスカウト、ガールガイドス、聖ヨハネ野戰病院、Ramkrishna 伝道團、フレンド奉仕團等があるが、これらは教育、保健、児童福祉、青年福祉等の分野に活躍してゐる。

(5) 一般インド人の社会事業、地方においては人道主義的理學によつて個人および集団が社会事業施設をつくりあげてゐる。そして、それらの多くは進歩的な線で運営されており、その地域社会の欲求をみたしてゐるのである。この先駆的民間の努力は高く評価するところは出來ない。これらはしばしば社会思想および地方の活動に強い影響をもつてゐる新しい傾向や運動の中心でさえあるのである。

(6) 工場における福祉 インドにおける労働組合はしばしばよみ書

き、成人教育、工場住宅およびその他の労働者福祉事業を後援しているが、まだまだ貸銀闘争の段階である。労働組合は一般に政党によつて影響されているのでその福祉活動も政治的意味合いをもぢやすいようである。又雇用者側においては、法律によつて労働者のための最少限度の福祉設備が要求されているが、その実現はまだまだとく段階のようである。

(1) インド憲法第四編および Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」十三頁～十五頁参照

(2) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」十九頁

### 参照

(3) " " 二八頁参照

以上述べて来たような広範且つ深刻な社会問題をもつて印度政府は、国民の一人一人の福祉を増進する国家の建設をその目標としてうたつてゐるのであるが、一般に、インドにおいては社会の改革や福祉に興味をもち、理想主義的市民精神をもつた人々はみな社会事業家として考え方で尊敬されている。そして専門的に訓練された有給のケースワーカー達はごく最近みとめられて來たにすぎない。しかし専門的訓練をうけた社会事業家の必要性は、國家および民間機関をして、専門家養成のための正規および短期間のコースを提供させてゐる。

印度における社会事業教育機関は一九三〇年代にはたつた一つであつたが、四〇年代に入つて五つ加わり、五〇年代では一九五四年までにすでに新しく五つ出来てゐる。

現在、印度には専門的社會事業教育機関は十一存在し、それ

は大体、大学院程度のコースを提供しているのであるが、修士の学位を与える機関は現在のところ<sup>(2)</sup>である。以上の外に短期間の社会事業家養成コースが、政府および民間社会事業機関によるものでいくつか行われている。

専門的社会事業教育機関のうちでもっとも古いタタ学園（社会科学）は第一次大戦後の世界経済恐慌とガンジー等の民族運動激化の中に一九三六年五月タタトラストによつてつくられたものである。

タタ学園創設の目的は、インドにおける公的及び私的社会事業を行つたための準備として専門的社会事業教育を提供し、且つ社会思想家を啓蒙し、社会的分野における有能な指導者を育つることにあつたのである。

次に、タタ学園で提供している教育内容を紹介し、インドにおける社会事業教育についての参考に供したいと思ふ。

タタ学園の入学資格としては二十二歳から三五歳までの男女で、心理学、経済学、社会学又は政治学等の学位をもつ大学課程修了者であること、および健康で社会事業に適した人であること等が要求されている。期間は二年半で、社会事業行政に関する卒業証書が与えられることになる。教授陣は、専任教師六人、講師五人、専任のフレールド・ワーカーのスウバニアイザー四人と二人のフレールド・ワーカーのスウバニアイザーの講師及び専任調査助手一人（以上一九四九年）からなつてゐるが、教授はすべて社会事業或いはその関連分野の資格をもつてゐる人々である。二年半の期間は五期に分れていて、第三期までに開かれるコースは全学生必修であり、おとの二期はそれぞれ専門分野のコースをおさめることになつてゐる。そして全期間を通じて理論に千時間、実習に八百時間が費やされる。

## 第一期 準備科目 (Pre-professional courses)

### 社会の起源 (Social origins)

#### 社会心理学 (Social psychology)

#### 社会経済学 (Social economics)

#### 社会病理学 (Social pathology)

#### 児童心理学 (Child psychology)

#### 医学知識 (Medical information)

### 第二期及び第三期 基礎課程 (Basic courses)

#### 社会事業概論 (Fields of social work)

#### インドに於ける社会問題 (Indian social problems)

#### 印度に於ける労働階層 (Indian working class)

#### 人間行動の変化 (Dynamics of human behaviour)

#### 児童の行動及び人格の失調 (Behaviour and personality disorders of children)

#### ケースワーカー及びU (Social casework I and II)

#### グループ・ワーク (Social group work)

#### コミュニティ・オーガナイゼーション (Community organization)

#### 社会事業行政 (Administration of social work)

#### 広報活動 (Public relations)

#### 法律と社会事業 (Law and social work)

#### 栄養 (Nutrition)

#### 生活水準と家計 (Standards of living and family budgets)

#### 社会統計学 (Social statistics)

社会調査の方法 (Methods of social research)

第四期及び第五期

次に述べるのものが、今後ますます多くなる。

○産業関係人事管理 (Industrial relations and personnel management)

インディアにおける労働問題 (Indian labour problems)

インディアに於ける産業 (Indian industries)

労働組合、歴史、構造及の機能 (Labour unions, history, structure and functions)

労働立法 (Labour legislation)

労働争議と団体交渉 (Industrial disputes and collective bargaining)

労働福祉行政 (Labour welfare administrations)

産業における人間関係 (Human relation in industry)

人事管理 (personnel management)

産業心理学 (Industrial psychology)

産業保健衛生 (Industrial health and hygiene)

労働セミナー (Labour seminar)

労働問題研究セミナー (Labour study workshop)

○公的福祉行政 (Public welfare administration)

国と社会事業 (State and social work)

社会立法 (Social legislation)

社会保険 (Social insurance)

公的福祉行政 (Public welfare administration)

住居政策 (Housing administration)

労働と国の関係 (State in relation to labour)

失業と職業安定事業 (Unemployment and Public employment service)

施設経営 (Institutional administration)

会計概論 (Principles of accounting)

高等社会統計学 (Advanced social statistics)

公的福祉に関するセミナー (Seminar in public welfare)

○家族及び児童福祉 (Family and child welfare)

児童及び青少年の需要 (Needs of children and adolescents)

障害児童 (Handicapped children)

少年非行少年の処置 (Juvenile delinquency and its treatment)

養児保護 (Foster-care of children)

高等児童精神医学 (Advanced child psychiatry)

児童と国家 (The child and the state)

児童福祉のセミナー (Seminar in child welfare)

家族の社会学 (Sociology of the family)

結婚及び家族の問題 (Problems of marriage and the family)

複雑なケースワーク (Advanced social casework)

ケースワーカー検察指導 (Casework supervision)

高等精神医学知識及び精神衛生 (Advanced psychiatric information and mental hygiene)

高等成人精神医学 (Advanced adult psychiatry)

○医学及び精神医学分野上社会事業 (Social work in medical and psychiatric fields)

edical and psychiatric settings)

複雑なケースワーク (Advanced social casework)

ケースワーク監督指導 (Caserwork supervision)

疾病的社会的及び感情的要素の認識 (Social and emotional

Components of illness and its care)

精神身体医療 (Psychosomatic medicine)

高等成人精神医学 (Advanced adult psychiatry)

高等児童精神医学 (Advanced child psychiatry)

高等精神医学知識と精神衛生 (Advanced psychiatric information and mental hygiene)

医学施設における社会事業 (Social work in medical settings)

精神医学施設における社会事業 (Social work in psychiatric settings).

### 1) 現場実習

第一期の初めから第五期のおわづかに各々の学生は訓練された  
経験のある在籍指導者の指導をうけながら現場訓練を行つける。

#### 第二期及び第三期

一週十二時間割当てられ、全学生はすべなく同一学期の間、  
ケースワーク、サーヴィスをしている機関で訓練を行う。

#### 第四期及び第五期

学生の専攻する分野の事業の機関で現場実習を受けた。しかし一  
週につき最低十一時間から最高十八時間要求されていく。

#### III 調査

卒業証書授与の為には、各々学生の専攻する分野において、教授  
の監督のもとに調査に従事することが要求される。しかし、一

般にそれは第一年生のみならず、主張上の問題は皆無である。  
論文の形で提出せねば。

(1) United Nations ; International Directory of Schools  
of Social Work. 1954

(2)

United Nations ; Training for Social Work ; an Interna-  
tional Survey. 1950. p. 168. p. 168~171.

註 一九五五年十二月、国際連合部局より社会事務班  
(Social Affairs Unit) が出来た。ルーマニア、極東に関する社会  
政策、人口、社会開発、社会防衛、地域的都市田園計画、家族及び  
児童福祉、婦社関係職員の訓練等の事務を取扱う。この部局の班長  
事務取扱は Miss Evelyn Rauch である。

◇ 本稿で使用した主なる資料は青成園園長本学講師、松島正  
儀氏からその御好意により押借したものだ。

又、講座科目の講義等に関しては本学講師、早崎八洲氏の  
御指導をうただきました。

深く感謝申上申しあげます。